

■歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの推進関連事業

【創設】

①歴史的環境形成総合支援事業

【拡充】

②都市公園事業

③都市再生区画整理事業

④都市交通システム整備事業

⑤まちづくり交付金

⑥景観形成総合支援事業

⑦まちづくり計画策定担い手支援事業

①歴史的環境形成総合支援事業の創設

【平成20年度政府予算案 国費730百万円】

魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、景観形成総合支援事業を景観・歴史的環境形成総合支援事業に再編し、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。

○対象地域

市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域

○事業主体

- ・地方公共団体
(都道府県に対しては都道府県の管理施設を対象とする場合に限る)
- ・市町村を構成員に含む法定協議会
- ・民間団体・個人
(市町村を通じた間接補助を実施)

○補助率

- ・コア事業 総事業費の1/2以内
 - ・附帯事業 総事業費の1/3以内
- 間接補助については、コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内

コア事業

- I 歴史的風致形成建造物(仮称)の復原、修理、買取又は移設

付帯事業

- II 歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域における周辺施設の整備
 - 1 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善
 - 2 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用を促進するための施設の整備
- III 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用に係るソフト事業

III 伝統行事の活性化



II-1 周辺建造物の修景

重要伝統的建造物群保存地区



歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)
(重要文化財である建造物等を含むものとして設定)

重要文化財

名勝

歴史的風致形成建造物(仮称)

I 伝統的な建造物の復原 II-2 案内施設の整備



②都市公園事業の拡充

地域の歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を推進する

- 補助対象者 : 地方公共団体 (直接補助)
: 歴史的風致維持向上支援法人(仮称)
(間接補助)
- 補助率 : 用地 1 / 3、施設 1 / 2



金沢城公園「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓」(金沢市)
・体験学習施設として整備され、金沢の新しい顔として地域活性化に効果。

○補助対象施設の追加

■国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)に基づき、歴史的に重要な施設として整備される城趾・古墳・建造物について補助対象施設に追加

<現 行>

復原する施設については、門、塀、休憩所、体験学習施設など補助対象施設として整備



<拡 充>

国の認定した計画に基づいた歴史的重要な施設については、補助対象に位置づけ、良質な歴史的ストックとなる施設整備を促進

○事業主体の追加

■国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)に基づき、歴史的に重要な施設を設置する場合に、公園管理者以外の地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人(仮称)に補助を行う

③都市再生区画整理事業の拡充

歴史的資産を活かした市街地整備の推進

○拡充内容

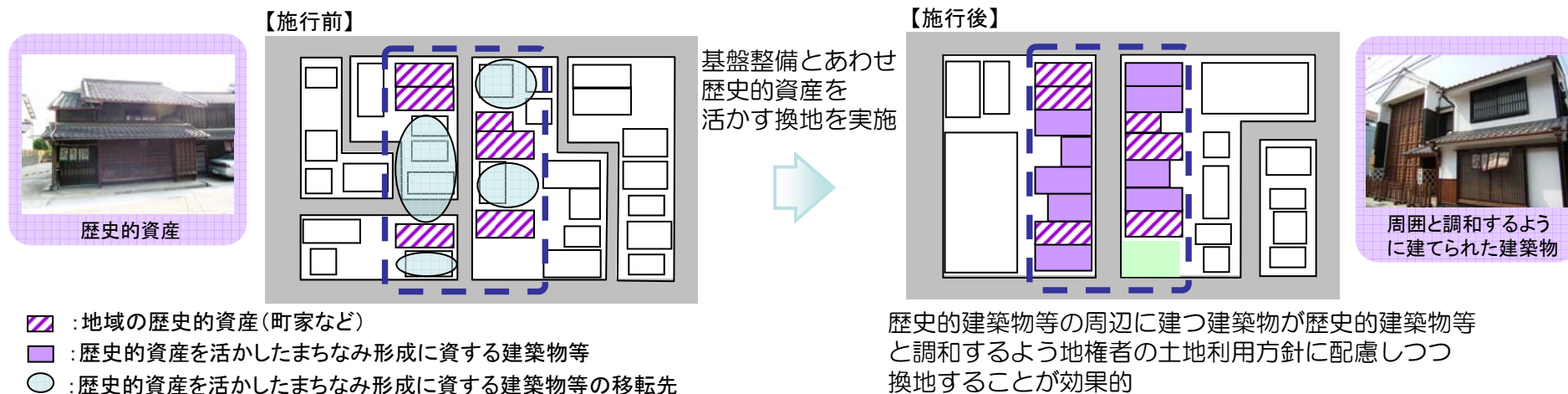
既成市街地において失われつつある伝統的建築物等の歴史的資産を活かしたまちなみ形成を推進する。

- ①「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づく土地区画整理事業地区を重点地区に追加する。
- ②「歴史的風致維持向上計画(仮称)」の方針に基づき整備する場合、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加する。

○事業概要

要件	補助率	補助限度額	補助対象
・DIDに係る地区(重点地区については将来DIDに見込まれる区域を含む) ・都市計画マスタープラン等に位置づけ ・施行前の公共用地率が15%未満(幹線道路等を除く) ・(指定容積率/100)を乗じた施行面積が原則2ha以上等	・一般地区 1/3 ・重点地区(密集市街地、拠点市街地等) 1/2	・公共用地増分の用地費 ・公共施設整備費 ・公益施設等用地上の従前建築物の移転補償費等	・公共施設整備費 ・移転費 ・供給処理施設整備費等

<歴史的資産を活かした区画整理事業のイメージ>



④都市交通システム整備事業の拡充

【拡充内容】

歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりにおいては、交通体系のあり方を十分考慮していくことが必要である。そこで、こうしたまちづくりにおいて、安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担を目的とした都市の交通システムの整備を図り、安全・快適な歩行者等の移動空間が確保された交通体系の構築を推進していく。

- ・ 整備地区要件：国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」の重点区域（仮称）の区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む）を追加（今回拡充）
- ・ 補助対象者：地方公共団体、法律に基づく協議会、都市再生機構（直接補助）
：第3セクター、NPO、民間事業者等（間接補助）
- ・ 補助率：1／3以内

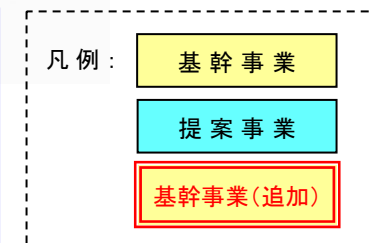
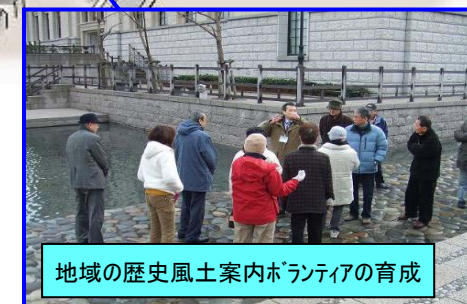
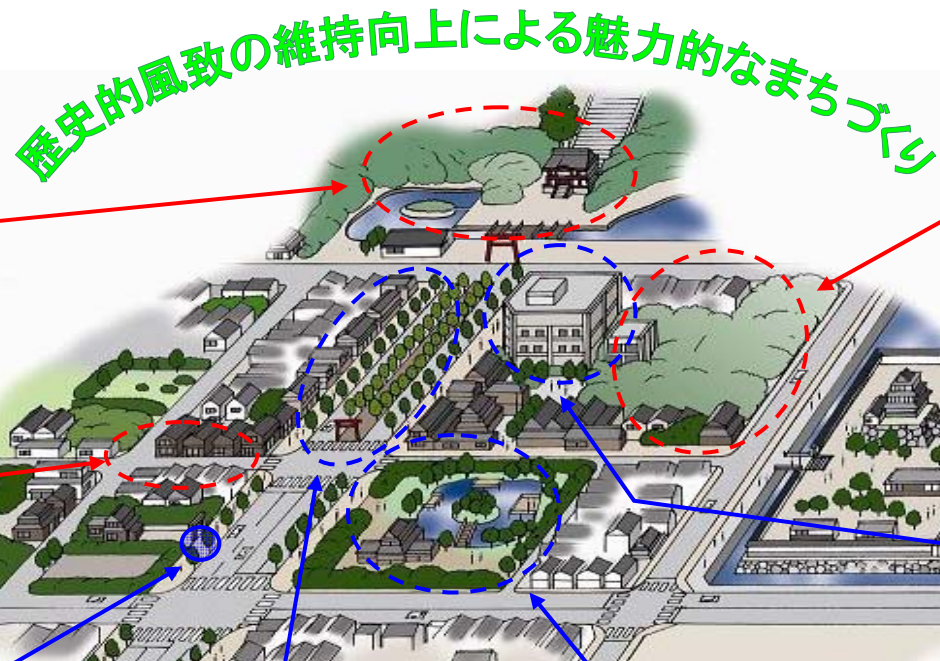
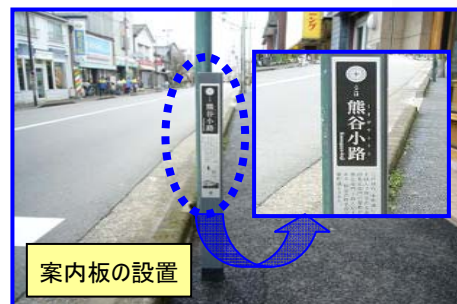
◆歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりにおける都市の交通システムの整備イメージ◆



地区内を通過する交通が排除され、良好な景観形成と併せて安全・快適な歩行者等の移動空間が確保されることから、史跡巡りやイベント、祭りなどで地域に親しまれるまちづくりが可能となる。

⑤まちづくり交付金の拡充

次世代に継承すべき歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、**まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加**する。



○事業主体：市町村、NPO法人(間接)等

○交付率：事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

⑥景観形成総合支援事業の概要

景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援し、景観法の活用を通じた良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図る。

○対象地域

次の①、かつ、②～④のいずれかの条件を満たす地域

- ①景観重要建造物又は景観重要樹木（確実に指定されると認められるものを含む）の存する地域
- ②国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域
- ③市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」の重点区域（仮称）の区域
- ④「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（仮称）」に基づく「認定観光圏整備実施計画（仮称）」の区域

○事業主体及び補助率

- ・市町村
（直接補助；事業費の1／3以内）
- ・本事業の事業計画に位置付けられた都道府県（自らの管理施設を対象とする場合に限る）
- ・景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人
（間接補助；事業費の1／3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1／2以内）

景観形成・活用事業計画の作成

国土交通大臣の承認

事業計画に位置付けられた景観形成・活用事業の実施

必須事業



○景観重要建造物の修理、買取又は移設

又は



○景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取

＋
必要に
応じ
選択事業
も実施

選択事業

（必須事業と併せて行う必要のある事業）

- 景観重要建造物の外観修景
- 建築物、工作物等に係る景観の阻害要因の解消

建築物及び工作物の
外観修景又は除却



屋外広告物の
外観修景、除却又は集約化

- 公共公益施設の高質化
- 良好な景観を活用し交流人口の拡大を図る施設の整備



道路舗装の美装化



案内板の設置

- 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動



景観まちづくりセミナーの実施等
地区住民の啓発・研修活動

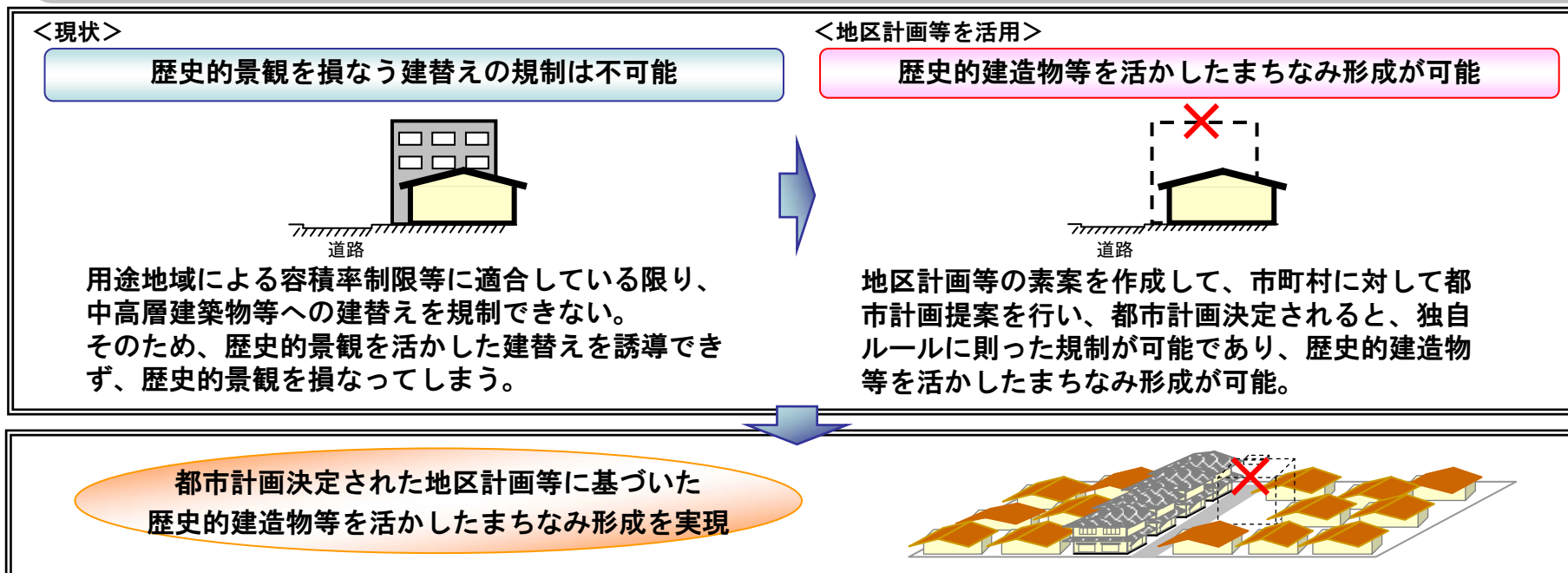
景観計画の策定、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定

景観法の活用を通じた良好な景観形成による
交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化

⑦まちづくり計画策定担い手支援事業の拡充

◆補助対象地域の追加

国策として整備改善を進めるべき市街地である歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)を対象地域に追加。



＜現行制度の概要＞

【事業主体】：地権者組織 等

【対象地域】：国策として整備改善を進めるべき市街地

- ・密集市街地(25,000ha) (0.5ha以上)
- ・中心市街地活性化法の認定基本計画区域
- ・都市再生緊急整備地域
- ・歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)
- ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区 等

【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用
(基礎調査、地区診断、地区計画等都市計画の提案素案の作成)

【補助率】：定額補助(重点密集市街地)
1/2補助(重点密集市街地以外の地域)

【補助限度額】：500万円/ha(事業費ベース)
(ただし、重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度とする。)

【平成19年度予算額】：国費2億円

【期 間】：平成19～23年度 (5年間)